

16. 清三郎の死去と仲治郎

市制町村制が1888（明治21）年4月17日に制定され、25日に公布となり翌年の4月1日に施行された。村議会議員選挙では清三郎が村会議員に選出され、長尾村初代村会議員として明治22年3月20日から28年4月1日までの任期を務めている。明治37年4月1日に再び村会議員に就任したが、明治40年3月17日に清三郎は村議長石和田民五郎宛「議員辞職願」【E9】を提出した。「辞表 長尾村会議員 小谷清三郎 私儀 脳病之為メ辞職仕り度ニ付、御聞届け被下度、此段及御届候也、明治四拾年三月十七日 小谷清三郎 長尾村会議長 石和田民五郎殿」が了承され、明治40年4月1日付けで辞任となった。

村政にとっては村会議員の立場から、教育では学務委員として、そして、漁村の暮らしや生活をまもるために漁業組合理事として誠実に務めていたと思われる。そのなかでも根本・布良海岸線境界問題は解決させなければならない難題で、その糸口は見つからなかった。

1906（明治39）年、米国から帰国した仲治郎にとっても根本・布良問題は心配の種であったろう。その事態に関わって仲治郎から清三郎宛てに8月21日付書簡【3】がある。この書簡は水産伝習所第3回卒業の同窓で農商務省技手能代日出雄と18年目の再会といているので、1909（明治42）年となり清三郎が亡くなる前年のことである。千倉・大川の宿鈴木屋において語り合った根本・布良問題には、「…如何なる方法にて調査相成るかを承知致し度と存じ、訪問いたし候処、本省の官吏ハ中井書記官・能代技手・其他属官一名・測量技手一名、都合四名、及県吏郡吏之三名ニ有之候処…根本・布良事件ニ及ぼし候…該事件ニ付ての真相逐一談話仕り…本省にても余程面倒なる事件と思ひ居られ候処、迂生之説明にて、争点ハ単ニ境界上之事と知り、安心せられし模様ニ御座候、本月二十七、八日頃、御地の調査ニ取り懸る事と被存候…」と語っている。1912（大正元）年9月17日指令第240号行政裁判に関わっているかどうかは不明だが、明治45年7月上旬に農商務省技手能代日出雄が実地調査として根本・布良海岸線境界の測量をおこなったとの記録が砂取区有文書にあった。この年の7月30日から大正元年が始まっている。

農商務省に面倒な「根本・布良事件」とされる問題を仲治郎は丁寧に説明したのであろう。「…争点ハ単ニ境界上之事と知り、安心せられし模様…」との感触を得て能代らは調査に当たったのである。この報告を聞いて病床の清三郎は、仲治郎に解決に向けて骨を折ってくれることを託したのではないか。

そして、65歳の清三郎は1910（明治43）年の7月27日に亡くなった。「晃林院明覺道清居士」という戒名である。1845（弘化2）年に森惣右衛門の二男として出生し、20歳頃に小谷家に婿入りし妻たよとともに40年余り金澤屋を引き継いで、以来8人の子供たちを育みながら採鮑漁業や乾鮑製造業を営んできた清三郎を仲治郎なりに顕彰している。墓碑には「謹誌 居士幼名大吉森惣右衛門智照院ノ次男ナリ入テ金澤屋ヲ嗣キ清三郎ヲ襲名ス資性敦厚水産事業ニ終始シ世運ノ進展ヲ先覺シ専心郷黨ノ學事ヲ奨励ス嗣子源之助北米カリフォルニア州ニ採鮑事業開拓シ邦人水産業者ノ先驅ヲナス 大姉たよ性格圓滿克ツ婦徳ヲ修メ十有八人ノ兒孫ヲシテ後顧ノ憂ナク遠ク北米ノ天地ニ活躍セシメ孤獨家ヲ守リ括然トシテ世ヲ終フ其意氣ヤ實ニ壯ナリト謂フベシ」と刻んでいる。と同時に、仲治郎は葬儀を通じて、父清三郎が最後まで願っていた根本・布良海岸線境界問題の解決に向けて取り組んでいこうと決意したかもしれない。

葬儀に出席できなかった関係者の弔辞書簡が6通ある。そのなかに森一郎から仲治郎宛ての7月27日付書簡【160】があり、「…愚拙儀、帰京后早速以書状、御叔父上様之御容体如何被遊候やと、御尋ね申上度と者思はざるに者あらざりしも、勝手に取紛れ遂ニ一度も御尋ね不申、御無沙汰多罪

之段者御許被下候、次ニ愚拙儀、本日商法先より帰宅仕候処、村松町御叔父上様より御言伝へに而…」と、清三郎を「叔父」と呼び、もう一人「村松町御叔父」といっている。根本の森家大屋ではない東京にいる「森惣右衛門」の後継者が森一郎のようで、「叔父」ということは、清三郎や森惣左衛門には兄がいたとなる。この点でも明治18年に亡くなった森惣右衛門と森一郎との関係など、東京に住んでいた森一族の墓石調査などが必要だろう。

また、倉田白羊の仲間である太平洋画会会員で『方寸』同人の画家小杉未醒から仲治郎宛ての7月28日付書簡【1】には、「拝啓 白羊兄急行御渡房の砌、父上様御永眠の儀承り、驚入申候、先日中御病勢、稍ニ御回復と拝承、乍陰安心仕居候処、皇天遂に命まかさず、痛借此事に存申候、何共不耐暗淡、謹て御弔申上候、遠途不得参列、恐惶謹言、七月廿八日 小杉未醒」とある。『方寸』同人たちが白羊と関わって金澤屋との交流を示していることは、房総美術史に新たな発見となった。

そして、清三郎の死去によって、不在である長男源之助名で長尾村戸籍吏石和田民五郎宛てに「家督相続届」【10】「家督相続届 千葉県安房郡長尾村根本千八百四拾七番地 平民戸主 前戸主清三郎長男小谷源之助 慶応三年老月八日生 明治四拾参年七月式拾七日、前戸主清三郎死亡ニ因り、家督相続戸主トナル 右家督相続及御届候也、届出人 明治四拾参年 小谷源之助 安房郡長尾村戸籍吏石和田民五郎殿」が届けられた。

最後に仲治郎のことを紹介したい。1943（昭和18）年4月22日に仲治郎は72歳で死去する。その葬儀において根本漁業協同組合長の黒高新示は「…明治三十五年漁業法発布当時、君ハ亜米利加ニ在リテ、父清三郎ト兄源之助ガ心配シテクレタ事ノ解決シナイウチニ兄ト交代シ、君ハ内地ニ在リテ種々心配シテクレタガ、事ノ解決ニ至ラズシテ、大正元年九月行政訴訟ヲ定期スルノ止ムナキニ至レリ。大正四年二月判決ニイタルマデノ間、率先奮闘シテクレタ。ソノ功績ニ対シ、根本漁業組合トシテハ永遠ニ記録ニ残シ、感謝ノ念ヲ捧ゲルモノデアッタガ、君ノ急逝ニ遭イ驚愕ソノ極ニ達シ、唾然トシテ為ストコロヲ知ラズ……」と弔辞を述べて、根本漁業組合は永遠に記録を残して感謝の念を示したいといっている。

根本・布良海岸線境界問題は、「大正元年九月行政訴訟」となり、裁判に仲治郎は尽力した結果、「大正四年二月判決」で決着をつけた。裁判の経緯は1902（明治35）年の漁業法の改正によって海岸境界線の設定が実施され、根本と布良の両区ともに従来からの慣行を主張して譲らず、隣接している地区であっただけに長年、深刻な対立と争いになっていた。「…父清三郎ト兄源之助ガ心配シテクレタ事ノ解決シナイウチ…」と、清三郎は村会議員であり、問題の解決を期待される漁業組合理事として奔走していた。根本漁業組合から交渉依頼を受けた仲治郎は、誠意と熱意をもってねばり強く布良漁業組合と折衝を重ねたものの事態は好転せず、1912（大正元）年9月に行政訴訟となった。仲治郎は東京に滞在し寝食を忘れて訴訟に専念し、1915（大正4）年2月15日、根本漁業組合の正当を確認させ、長年にわたる紛争を解決に導いた。父清三郎の生前の願いを仲治郎は引き継ぎ、根本側原告の中心となって難しい裁判に立ち向かったのである。その意志は渡米後に排日問題が高まったなかで困難な状況を乗り越えていった経験が生かされたといえる。

渡米する前に源之助・仲治郎兄弟は、清三郎・たよが自営する海産物問屋金澤屋で、潜水器採鮑漁業や海産物取引の仕事を担当していた。ともに両親の教育を受けながら有力な学校で学ぶとともに、農商務省や水産伝習所をはじめ水産分野の人たちとの交流によって、最新の水産学や商取引、英語学などを学び、乾鮑や貝殻を扱う知識や技能を有していった。渡米後の数年間は日本人排斥の動きが高まっているなかで、潜水器採鮑業と加工業を継続することは至難の技であり、米国人へ理解を広げながら現地人との交流をもち、日米協働の事業が求められることになった。そのためには信頼

ある誠実な人柄を持って、米国人たちと粘り強く交渉する高い専門性や英語力が必要であった。困難な時代にあっても源之助・仲治郎兄弟が、その後 30 年近く A. M. アーレンと友情と信頼を育んでいった姿には、今日でも学ぶべき「平和・交流・共生」の精神が生きていると感じる。

今回の報告書は調査研究を進めていく準備に追われ限られた内容になった。まだ、すべての平野家文書の解読は終了していないので、地道な調査研究活動を続けていくつもりである。